

匝瑳市議会令和5年3月定例会

提 案 理 由 説 明 書

■ 1 はじめに

匝瑳市議会令和5年3月定例会が開会され、令和5年度当初予算案及び関係諸議案の御審議をお願いするに当たり、新年度における市政運営方針の大要と私の所信を申し述べさせていただきます。

私は、昨年2月26日に市政の舵取り役を担わせていただき、以来この1年間、本市のまちづくりの指針であります「第2次匝瑳市総合計画」との整合を図りながら、市民の皆様にお約束いたしました「6つのまちづくりビジョン」と「7つの重点施策」の推進に取り組み、「今住む人が幸せに暮らし、若者や子どもたちが住み続ける地域づくり」の早期実現に向け、全力を傾注してまいりました。

御承知のように、令和4年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民生活や地域経済は大きな影響を受け、市ではワクチン接種をはじめとした感染予防対策のほか、国の交付金を活用した、物価高騰家計応援クーポン券発行事業や、子育て世帯を対象とした子育て世帯物価高騰対策支援給付金給付事業、農林漁業者や中小企業者への物価高騰対策事業等の市独自支援策を行ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ予断を許さない状況であり、加えて、国際情勢の変化による物価高騰が続いていることから、引き続き、必要な対策を講じてまいります。

また、昨年4月には、旧野栄町の区域が、一部過疎地域に指定されましたが、私は、これを新たなまちづくりの契機として捉え、「匝瑳市過疎地域持続的発展計画」に位置付けた施策を推進するとともに、国の財政支援措置等を有効かつ効果的に活用しながら、地域の活性化と持続的発展に取り組んでまいり所存であります。

■ 2 財政状況と予算編成方針

次に、財政状況と予算編成方針について申し上げます。

市では、市制施行当初の平成18年度からこれまで間断なく行財政改革に取り組んでまいりましたが、本市の財政状況は、依然として厳しく、一般会計におき

ましては、財政調整基金からの繰入れにより、黒字収支を維持しているところでもあります。

今後の財政見通しでは、新型コロナウイルス感染症等による地域経済の低迷や人口減少の影響から、市税の大幅な伸びは見込めない一方で、国保匝瑳市民病院の建替整備に加え、公共施設の老朽化や物価高騰に伴う維持管理経費の増加等により、財源の確保が課題となっております。

令和5年度におきましては、歳入面では、普通交付税が地方財政計画により前年度比1.7%の増加が見込まれるものの、歳出面では、一部事務組合への負担金や病院事業会計への繰出金のほか、物価高騰による光熱費等の増加が見込まれております。

このため、令和5年度当初予算では、

- 1 総合計画の着実な推進
- 2 「6つのまちづくりビジョン」及び「7つの重点施策」の推進
- 3 地方創生への積極的な取組
- 4 財政健全化に向けた財政基盤の確立

の4つの基本方針を掲げ、予算編成に当たっては、各課等における事務事業の評価を庁内組織であります匝瑳市財政健全化推進委員会において検討を行い、その結果を各課等へフィードバックするなど、スクラップ・アンド・ビルドの徹底と、可能な限りの財源確保と歳出削減に全庁的に取り組み、市民にとって真に必要な予算を編成いたしました。

これにより、令和5年度の匝瑳市一般会計当初予算案の総額は、骨格予算として編成された令和4年度当初予算と比較して、3億5,000万円、2.4%増の148億2,800万円とし、また、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、病院事業会計を合わせた本市の予算総額は、前年度比3億4,224万1,000円、1.3%増の272億7,751万4,000円としたところであります。

■ 3 施策の概要

次に、令和5年度における主な施策について、第2次匝瑳市総合計画前期基本計画に位置付けた5つの基本目標に沿って、その概要を申し上げます。

▶ **基本目標 1** 生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる

(健康・福祉・医療・介護分野)

はじめに、基本目標 1 に掲げた、健康・福祉・医療・介護分野の「生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる」についてであります。

主な施策といたしましては、「国保匝瑳市民病院の建替整備」と「未来を担う子育て支援」に向けた取組であります。

旭匝瑳医師会との連携のもと、新型コロナウイルス等の感染症医療への対応と二次救急医療等を担う国保匝瑳市民病院の建替整備を進めてまいります。現在、策定を進めております国保匝瑳市民病院建替整備基本構想・基本計画に基づき、令和 5 年度は、建設用地の取得や設計に向けた準備に着手いたします。

また、「未来を担う子育て支援」に向けた取組では、地域での子育て環境の充実を図るため、病気の児童を一時的に施設で預かる「病児・病後児保育事業」を実施し、保護者の負担軽減と生活支援を図ってまいります。

このほか、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない伴走型相談支援に加え、新たに経済的支援として出産・子育て応援給付金給付事業を実施し、妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう支援してまいります。

▶ **基本目標 2** 活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる

(産業・経済分野)

次に、基本目標 2 に掲げた、産業・経済分野の「活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる」についてであります。

主な施策といたしましては、「農林水産業の所得向上」に向けた第一次産業の振興と、「銚子連絡道路インターチェンジ周辺の整備」に向けた取組であります。

本定例会での御承認を頂きました上で、産業振興課を農林水産課と商工観光課に組織再編し、この 2 つの取組を重点的・効果的に推進してまいります。

第一次産業の振興に向けた取組では、本年 4 月から、農林水産課内に主に農業の振興に特化した「農業戦略室」を設置し、新たな視点に立った施策に取り組み、本市の基幹産業の発展を目指してまいります。

このほか、飼料用米等生産拡大支援事業による耕種農家と畜産農家の連携体制を推

進するとともに、土地改良事業による農業生産基盤の強化や担い手への集積・集約化を図り、効率的で生産性の高い農業経営の支援に努めてまいります。

また、「銚子連絡道路インターチェンジ周辺の整備」では、新たな推進体制として、商工観光課内に「企業立地推進室」を設置し、産業用地候補地検討調査による候補地の絞り込みを行うとともに、民間開発事業者の意向調査や進出企業のニーズ調査を行ってまいります。

企業の誘致は、税収の確保や雇用の創出、ひいては人口減少対策等、地域の活性化につながる重要な取組であることから、事業の早期実施に向けて進めてまいります。

さらに、商工業活性化支援事業では、創業支援促進事業を実施し、新たな起業に対する支援に努めてまいります。

▶ 基本目標 3 自然と共生し、快適で安全なまちをつくる (生活環境・都市建設分野)

次に、基本目標 3 に掲げた、生活環境・都市建設分野の「自然と共生し、快適で安全なまちをつくる」についてであります。

主な施策といたしましては、「シニア世代の輝く街づくり」として、高齢者等の生活を支援する公共交通対策と、「安心安全に暮らせるまちづくり」に向けた防災対策の取組であります。

公共交通対策では、高齢者等の日常生活での外出を支援する新たな交通手段として、デマンド型交通運行事業を本年 4 月 1 日からスタートいたします。市内循環バスの再編とともに、デマンド型交通運行事業と地域交通利用料助成事業を併せた運用により、きめ細かい効率的な公共交通網の充実に努めてまいります。

また、防災対策では、災害時の情報伝達手段である防災行政無線の安定的運用と機能強化を図るため、段階的に防災行政無線設備の改修を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を図るため、「防災メール」を導入いたします。

このほか、八日市場駅南側の都市計画を検討するに当たり、当該地域周辺を国保匠瑤市民病院の建設候補地とした新たなまちづくりを進めるため、立地適正化計画等の策定を進めてまいります。

さらに、本市の有する豊かな自然と共生するため、環境対策のマスタープランとなる第 2 次匠瑤市環境基本計画を策定するとともに、関係機関・団体と連携協力しなが

ら、脱炭素社会の形成に向けたまちづくりを推進してまいります。

また、日常生活に密着した道路や排水路につきましては、計画的に整備を行い、安全の確保を図るとともに、排水不良箇所につきましては、県等関係機関と連携・協力して改善に向けて取り組んでまいります。

▶ 基本目標 4 個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる

(教育・交流・移住・定住分野)

次に、基本目標 4 に掲げた、教育・交流・移住・定住分野の「個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる」についてであります。

主な施策といたしましては、「未来へ夢と希望を持てるまちづくり」に向けた取組であります。

教育分野では、小・中学校に整備した一人一台タブレット端末を活用し、国の G I G A スクール構想に基づく教育 I C T 環境の充実を図ってまいります。

また、移住・定住分野では、新たに移住支援金を交付する移住支援事業を実施し、都市部からの U I J ターン希望者等の移住及び本市における就業・起業等を促進してまいります。

併せて、新婚世帯の住宅取得又は賃貸及び引越しにかかる費用に対し、補助金を交付する結婚新生活応援事業を新設し、少子化対策及び若者の定住を促進してまいります。

このほか、地域おこし協力隊員を増員し、地域の活性化と人材の定住等を図るとともに、本市の交流人口や関係人口、定住人口を創出するため、移住関連イベントへの参加等を通じた本市の P R を行い、シティプロモーション事業の更なる推進を図ってまいります。

▶ 基本目標 5 市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる

(市民協働・行財政分野)

次に、基本目標 5 に掲げた、市民協働・行財政分野の「市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる」についてであります。

主な施策といたしましては、「持続可能な行財政運営に取り組むまちづくり」に向けた取組であります。

市民協働分野では、引き続き、市民ボランティアや各種団体との連携を図り、地域の課題解決や、脱炭素社会の実現等にも取り組んでまいります。

また、行財政分野では、本市のまちづくりの指針である「第2次匠瑳市総合計画」が、令和5年度をもって「前期基本計画」の計画期間が終了することから、広く市民の皆様からの御意見等をお聞きし、その声を反映させた「中期基本計画」を策定してまいります。

このほか、第4次匠瑳市行政改革大綱及び第2次匠瑳市財政健全化計画に基づき、公共施設のネーミングライツの導入等による歳入確保とともに、事務事業評価による事業の徹底した見直し等を行い、歳出の削減に努めてまいります。

また、多様化する行政課題や市民ニーズに的確に対応できるよう、新たな施策に積極果敢に挑戦する職場づくりと職員の育成等に取り組み、市民サービスの向上へとつなげてまいります。

■ 4 むすびに

以上、令和5年度の主な施策の概要とともに、私の所信を申し上げます。

積極的なSDGsへの取組や、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現といった世界的な動き等、社会情勢は目まぐるしく変化する中で、行政が果たすべき役割は一層重要性を増し、行政需要は複雑・高度化しております。

私といたしましては、市民の皆様にお示しした「市民との対話による開かれた市政運営」を行うこと、「地域資源をフル活用し、磨きをかけて全国発信」すること、「前例を打破しチャレンジする行政へ転換」すること、この3つを基本姿勢として、まちづくりの主役である市民の皆様の声をお聞きしながら、市政運営に当たってまいります。

令和5年度におきましても、更なる市政発展のため、職員一丸となって、本市の将来都市像である「海・みどり・ひとがはぐくむ活力あるまち 匠瑳市」の実現を目指し、粉骨砕身、取り組んでまいります。

議員各位並びに市民の皆様のご理解と御協力、御支援を心からお願い申し上げます。

議案第1号

令和5年度匝瑳市一般会計予算について

本案は、令和5年度匝瑳市一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ148億2,800万円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第 2 号

令和 5 年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算について

本案は、令和 5 年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6, 255 万円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第3号

令和5年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計予算について

本案は、令和5年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,339万円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第4号

令和5年度匝瑳市介護保険特別会計予算について

本案は、令和5年度匝瑳市介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,168万6,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第5号

令和5年度匝瑳市病院事業会計予算について

本案は、令和5年度匝瑳市病院事業会計予算の総額のうち、収益的収入及び支出につきまして、それぞれ29億9,100万円とし、資本的収入及び支出につきまして、収入1億7,494万5,000円、支出2億5,088万8,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第6号

令和4年度匝瑳市一般会計補正予算（第11号）について

本案は、歳入歳出それぞれ1,642万5,000円を減額し、令和4年度匝瑳市一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ156億7,458万1,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第7号

匠瑳市個人情報保護法施行条例の制定について

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の取扱事務に関し必要な事項を定めるため、提案いたしました次第であります。

なお、本条例の制定に伴い、匠瑳市個人情報保護条例を廃止し、匠瑳市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第 8 号

匠瑳市個人情報保護審査会条例の制定について

本案は、匠瑳市個人情報保護法施行条例の制定に伴い、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するための審査会の設置に関し必要な事項を定めるため、提案いたしました次第であります。

議案第9号

匝瑳市債権管理条例の制定について

本案は、市の債権管理について必要な事項を定めるため、提案いたしました次第であります。

議案第10号

匝瑳市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、市長の権限に属する事務を分掌させるための新たな課を設置するに当たり、関係条例を改正いたしたく提案いたした次第であります。

議案第 1 1 号

匠瑳市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、分限のうち降給に関し必要な事項を定めるため、所要の条文の整備をいたしたく提案いたした次第であります。

議案第 1 2 号

匝瑳市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、懲戒のうち減給の効果に関する規定について整備いたしたく提案いたした次第であります。

議案第 13 号

匠瑳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定による学校運営協議会の設置に伴い、当該協議会の委員の報酬を定めるため提案いたしました次第であります。

議案第14号

匝瑳市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、本市の財政状況等を考慮し、令和5年度において常勤特別職職員に支給される給料及び期末手当について、その支給額を削減することといたしたく提案いたしました次第であります。

議案第 15 号

匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改正いたしたく提案いたした次第であります。

議案第16号

匝瑳市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者の安全を確保するための必要な措置等を講じるため、所要の条文の整備をいたしたく提案いたした次第であります。

議案第 17 号

匝瑳市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、民法等の一部を改正する法律の一部の施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことから、所要の条文の整備をいたしたく提案いたしました次第であります。

議案第18号

匝瑳市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、利用者の安全を確保するための必要な措置等を講じることのほか、所要の条文の整備をいたしたく提案いたしました次第であります。

議案第19号

市道路線の認定について

本案は、銚子連絡道路側道整備及び宅地開発に伴う市道路線の認定をいたしたく提案いたした次第であります。